

# 市内大学・専門学校における 消費者教育関係調査

## 1 趣旨

民法改正により、令和4年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられ、若年者における消費者被害の増大が懸念されている。

そこで、市内大学等における消費者教育の現状及び認識等を把握し、今後の若年者向けの消費者教育・啓発活動の参考にするため、市内大学等に対し、消費者教育関係調査を実施した。

## 2 依頼先

市内大学2校，専門学校4校

## 3 回答期間

令和4年9月6日（火）～30日（金）

## 4 回答方法

Googleフォームを利用して回答

## 5 回答率

83.3%（5／6校）

## 【結果考察】

消費者教育を行うにあたり、「効果的な指導法がわからない」，「対応できる講師がいない」という課題への対応策として，外部講師等による消費者講座などの受け入れが可能と答えたのは，わずか1校のみであったが，WEB教材等の活用や新入生説明会（入学説明会）などでのチラシ等の配布による学生向けの消費者啓発については，ほぼ受け入れができるという回答が得られた。

現在，スマートフォンやインターネットに関するトラブルの相談が校内の事務局等であり，今後も成年年齢の引き下げに伴うトラブルへの対処法など，その件数は増加すると考えられる。

御協力いただいた大学・専門学校  
(大学：2校，専門学校：3校)

**【大学】**

- ・開智国際大学
- ・麗澤大学

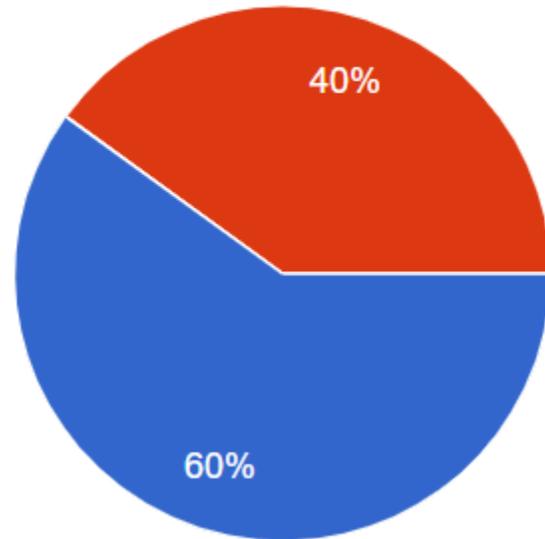
**【専門学校】**

- ・大原簿記法律専門学校柏校
- ・パリ総合美容専門学校柏校
- ・慈恵柏看護専門学校

## 【問1】

貴大学・貴校の学生に対して消費者教育を実施されたことはありますか？

5件の回答

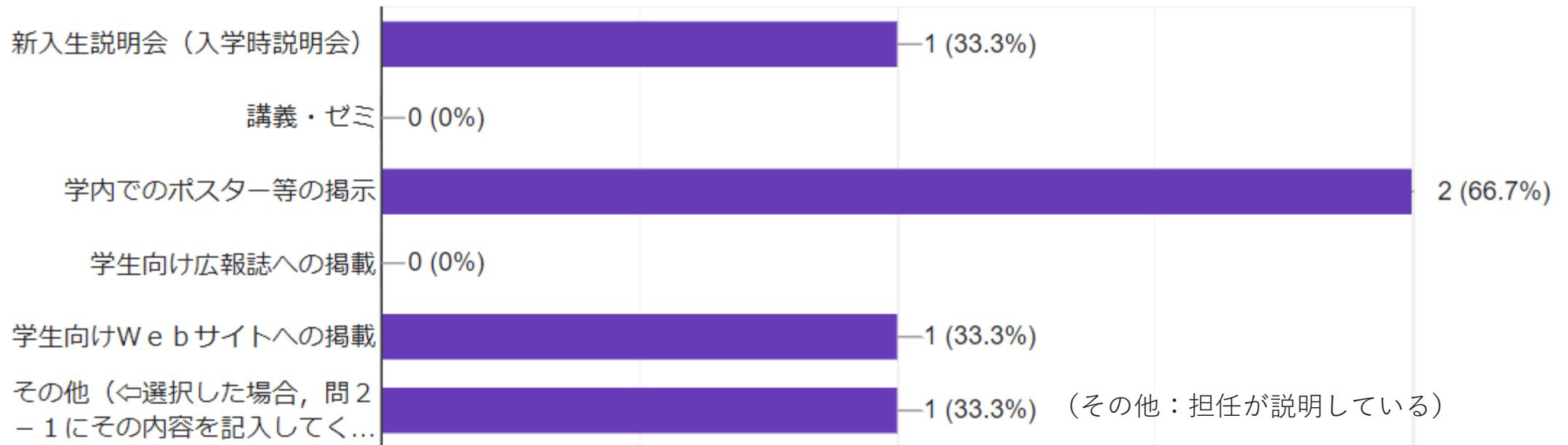


- 1. ある（←選択した場合、問2～問4を回答いただき、問5へとお進みください）
- 2. ない（←選択した場合、問5にお進みください）

## 【問2】

貴大学・貴校の学生に対する消費者教育の実施方法を教えてください。（複数選択可）

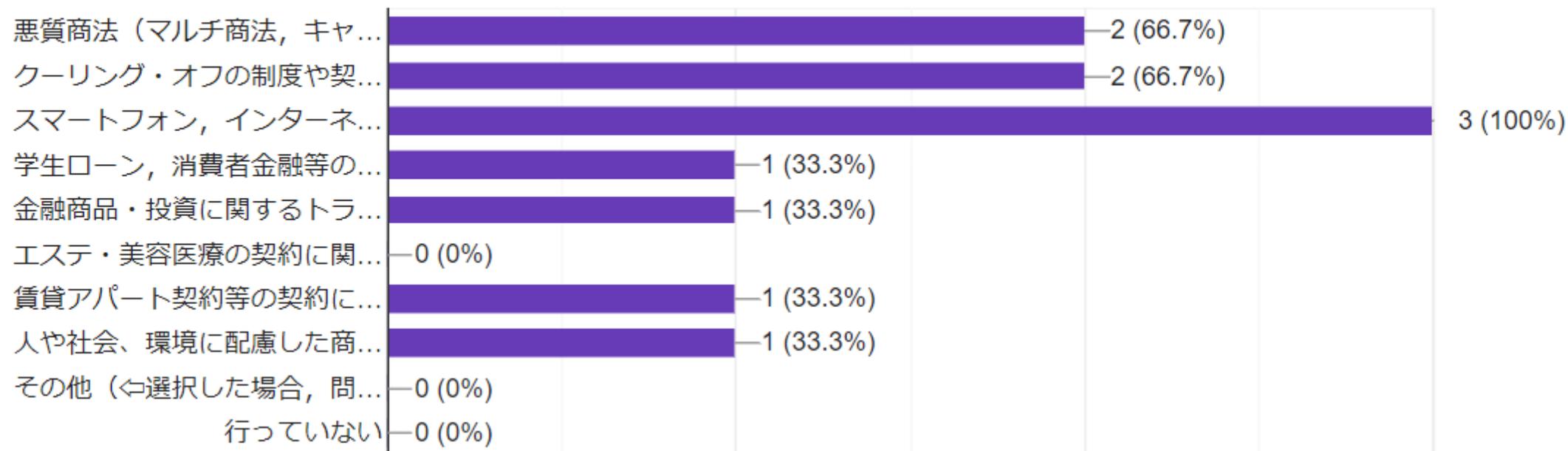
3件の回答



### 【問3】

貴大学・貴校の学生に対して今までに行った，消費者トラブルへの啓発・情報提供について，該当するものを教えてください。（複数選択可）

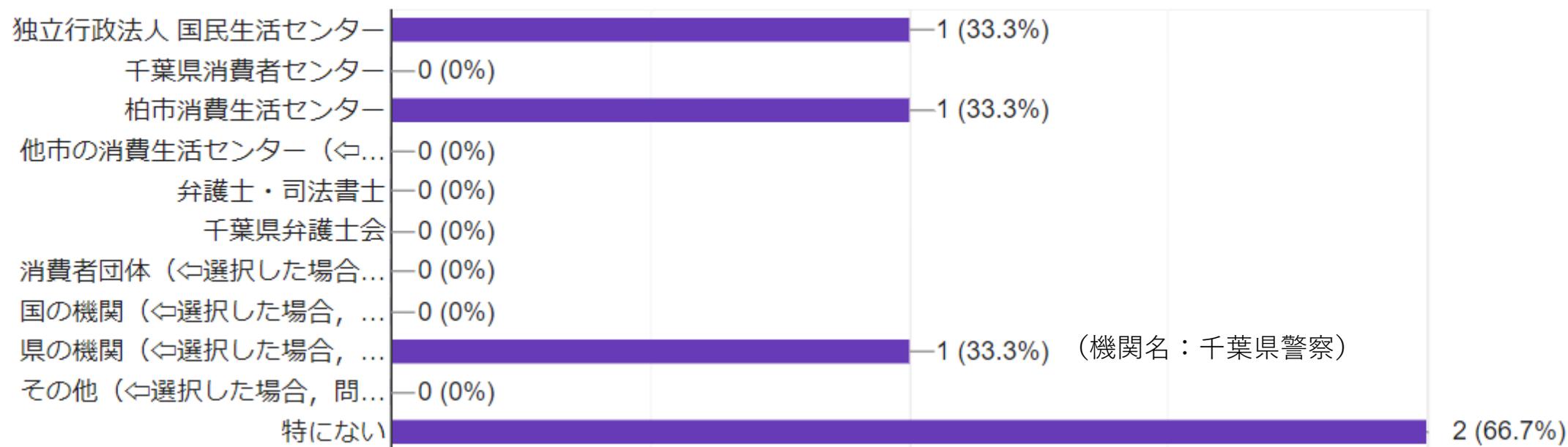
3件の回答



## 【問4】

貴大学・貴校において、消費者教育を実施した際に、教材の入手や講師の派遣などを利用した機関等を教えてください。（複数選択可）

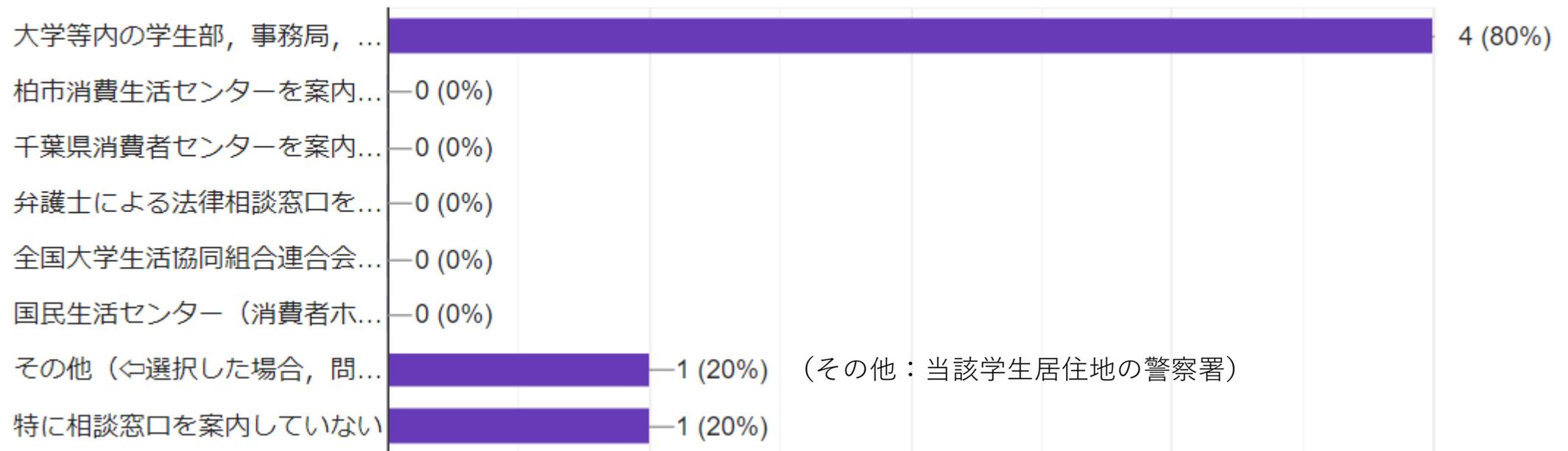
3件の回答



## 【問5】

貴大学・貴校において、学生から消費者トラブルについての相談や情報提供があった場合は、どのような対応（案内）をしていますか。  
（複数選択可）

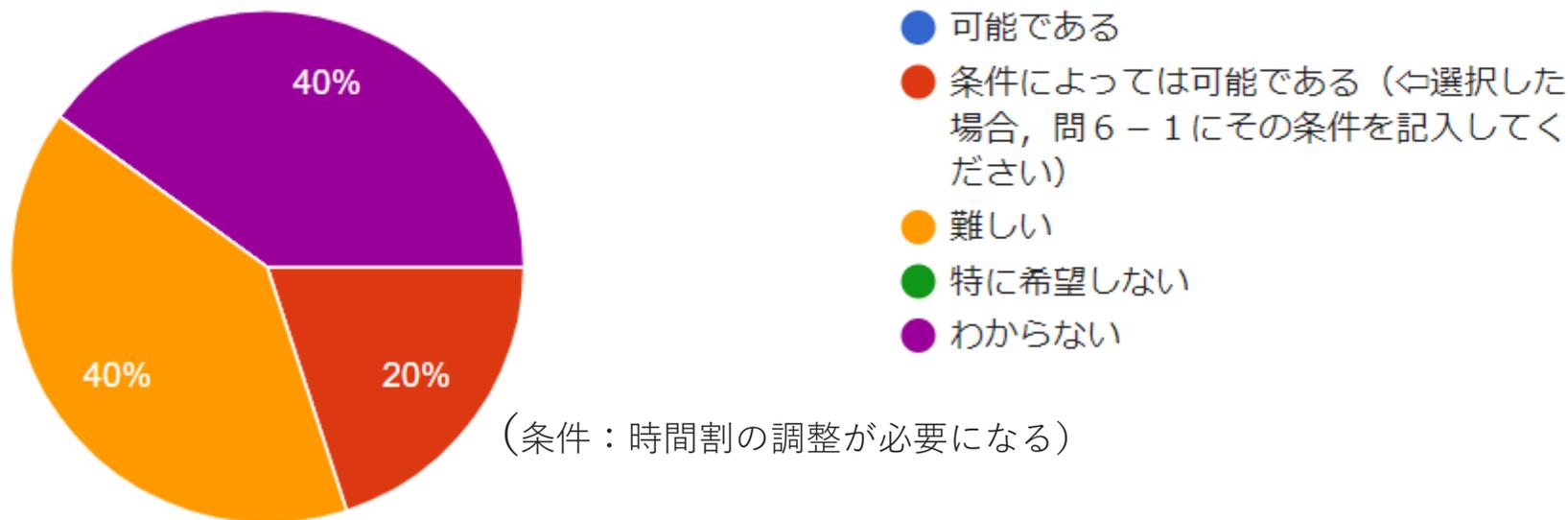
5件の回答



## 【問6】

本市では、若年者向けの消費者教育について、喫緊の課題と考えています。そこで、市などからの外部講師による消費者講座の受け入れは可能ですか？

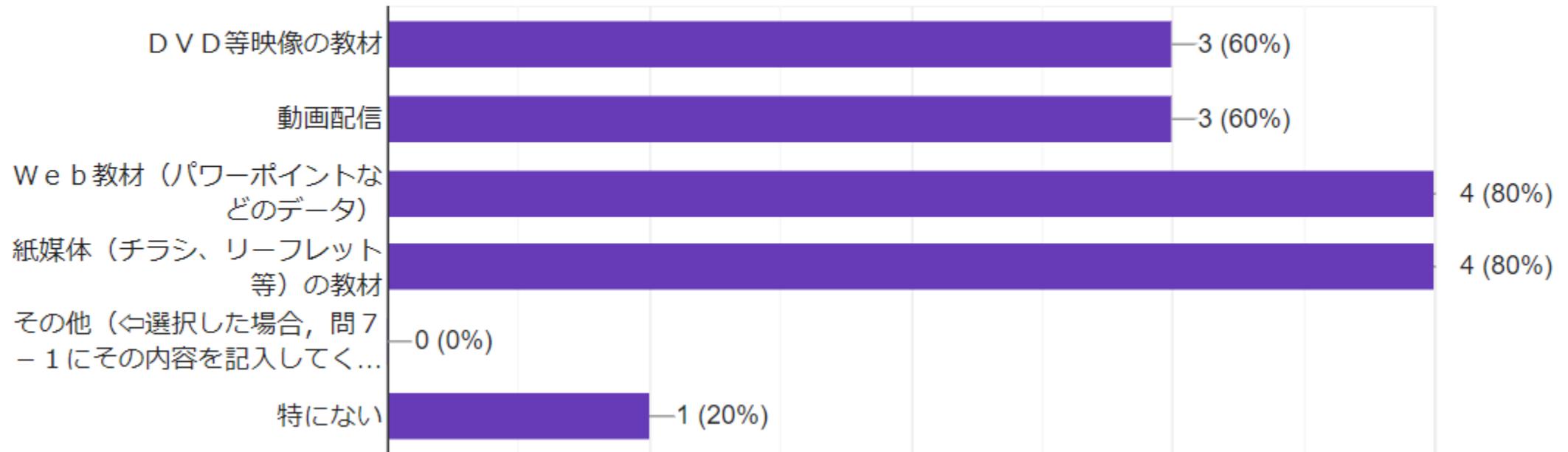
5件の回答



## 【問7】

今後、貴大学・貴校で活用（受け入れ）できる、学生向けの消費者啓発教材について教えてください。（複数選択可）

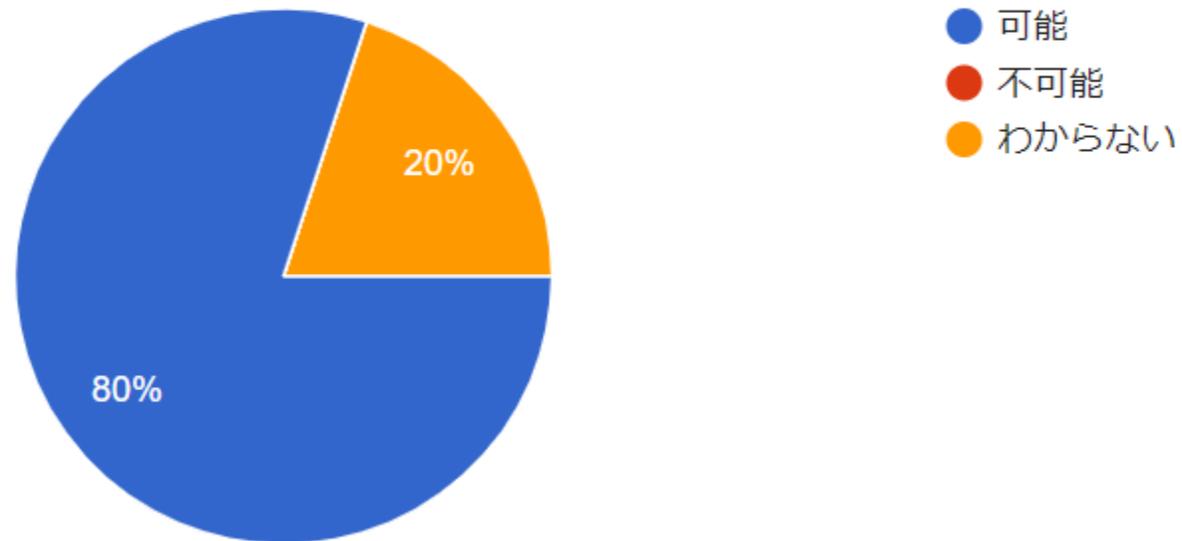
5件の回答



## 【問 8】

貴大学・貴校の新入生説明会（入学説明会）などにおいて、消費者啓発に関するチラシ等の配布や、簡単な説明は可能ですか？

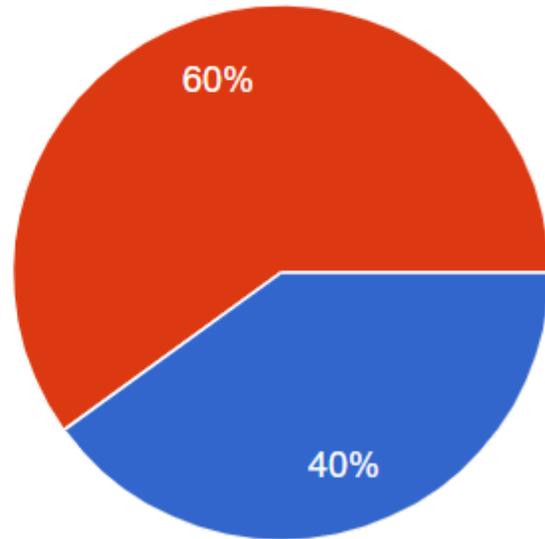
5 件の回答



## 【問9】

貴大学・貴校において、消費者教育を行うにあたっての課題  
はありますか？

5件の回答



- 1. ある (←選択した場合, 問10にお進みください)
- 2. ない

## 【問 1 0】

消費者教育を行うにあたっての課題として最もだと思ふ課題を二つ選択してください。

2 件の回答

